



# 新型コロナウイルス感染症対応 NiFAサッカー活動ガイドライン

Ver.1 2020.6.22

**NiFA**

更新履歴

2020.6.22 新規作成

# NiFAサッカー活動の再開に向けたガイドラインについて



平素より、新潟県サッカー協会事業に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症防止対応」として、5月末日まで、原則として事業の延期・中止をお願いしてまいりましたが、政府の「緊急事態解除宣言」を受け、主催事業の一部を6月以降段階的に再開してまいります。

再開にあたり、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」の感染拡大のリスクを最小限にし、全てのサッカーファミリーが「安心」・「安全」に活動できる環境を提供する目安として、5月29日付けJFA策定の「JFAサッカー活動再開に向けたガイドライン」を基準に新潟県の実情を踏まえて、「新型コロナウイルス対応 NiFAサッカー活動に向けたガイドライン」及び「NiFA健康チェックリスト」を策定しました。

事業や活動を実施する際には、各自治体、教育委員会等から発信される情報にも十分注意をしながら、状況にあわせて最善のご判断での活動をお願いします。

2020年6月22日

一般社団法人新潟県サッカー協会  
新型コロナウイルス感染症対策責任者  
専務理事 中澤 雄一

## 1. 活動再開における共通理解事項

### 2-1. 活動再開の基準（目安）

### 2-2. 活動再開の基準

新潟県内各地域保健所の新型コロナウイルス感染症に関する 一般相談窓口/帰国者・接触者相談センター

3-1. 事業・活動の実施時の感染防止策 運営サイド・感染対策責任者

3-2. 事業・活動の実施時の感染防止策 チーム・選手・チームスタッフ

3-3. 事業・活動の実施時の感染防止策 審判員※委員会派遣審判員除く・技術委員・視察等

## 4. 活動の段階的な再開

### 5-1. 競技会・試合運営の留意点

5-2. 競技会・試合運営の留意点 新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」より抜粋

## 6. 各種チェックリストについて

※1 参考 政府の示す3区分

※2 参考 新潟県が示す判断指標と主な対応

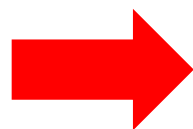
### <本ガイドラインの拘束力>

このガイドラインは、NIFA主催事業を開催する場合の目安として遵守すべき留意点を上げています。そのため各連盟・郡市単位の活動やチーム等の活動に対して拘束力を持つものではありませんが、連盟・郡市等また各チームにおける活動を実施する際の参考にしてください。

# 1. 活動再開における共通理解事項

- ・ コロナ禍においてサッカー・スポーツ活動の自粛が続く中、今後のWith / Afterコロナにおける活動再開にむけてガイドラインを策定しましたので、事業実施については下記の基本方針を理解し対応を行ってください。

**安全最優先**



生命・健康の安全が最優先です。感染拡大のリスクを最小限とし、サッカーファミリーが安全に活動できる環境になるよう対応をお願いします。

**不当な扱い  
差別等の禁止**



県内の感染状況で生じる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことは絶対にしないでください。また、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷の発生を許容させない強い姿勢を示してください

**各活動レベルにおける事業・活動の  
実施の考え方をふまえた活動**



別紙活動再開の基準（活動レベル1～5）までのそれぞれの状況により、上記の安全を確保できる対策を十分とった上で活動レベルに合わせて実施してください。

活動・事業を実施するにあたっては、感染対策責任者を設置し、JFAのガイドラインをふまえ、十分な安全対策をとるようにしてください。

# 2-1. 活動再開の基準（目安）

政府が示す3区分※<sup>1</sup>と新潟県が示す感染警戒レベル※<sup>2</sup>をふまえた活動レベルを示します。いずれのレベルにおいても、当該地域の自治体や学校の方針などを優先的に考慮し、最終的な事業実施可否の判断を行った上で、感染拡大防止のための十分な対策を講じる事が前提です。

また、この活動レベルがどの段階であるかを問わず、学校の部活・クラブの活動については、設置者（学校等）の指示・要請に従ってください。

※1、※2については、P.14,15を参考にしてください。

活動 レベル	状態		活動の範囲	
	新潟県	他 都道府県（政府3区分※ <sup>1</sup> ）	チーム活動：	FA事業：
活動 レベル1	<u>「さらなる警報」</u>	<u>「特定警戒」</u>	完全自粛 (個人トレーニングは可能)	完全自粛
活動 レベル2	<u>「警報」</u> ・ <u>「注意報」</u>	<u>「感染拡大注意」</u>	段階的再開※ <sup>1</sup> (移動は都道府県内のみ)	段階的再開※ <sup>1</sup> (比較的小規模な事業、都道府県内のみ)
活動 レベル3	<u>「注意報」</u>	<u>「感染観察」</u> 政府の3区分が混在	原則再開 (移動は「感染観察」もしくはは3区分に該当しないエリア限定)	原則再開 (同一地域に「特定警戒」「感染 拡大注意」の都道府県が無い場合、地域内活動再開)
活動 レベル4	<u>「注意報」</u> ・ <u>「平時」</u>	各都道府県 <u>「感染観察」</u>	原則再開	原則再開 (全国、一部制限あり※ <sup>1</sup> )
活動 レベル5	<u>「平時」</u>	全都道府県が <u>「感染観察」</u> に 該当しない	完全再開	完全再開(全国)

## 2-2. 活動再開の基準

### 新潟県内各地域保健所の新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口/帰国者・接触者相談センター

担当保健所・課	管轄地域 (居住地)	電話番号	FAX番号
村上保健所	村上市、関川村 粟島浦村	0254-53-8368	0254-52-2881
新発田保健所	新発田市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町	0254-26-9651	0254-26-6800
新津保健所	五泉市、阿賀町	0250-22-5174	0250-22-5188
三条保健所	三条市、加茂市、燕市、 弥彦村、田上町	0256-36-2362	0256-36-2365
長岡保健所	長岡市、見附市、 小千谷市、出雲崎町	0258-33-4932	0258-33-4933
魚沼保健所	魚沼市	025-792-8612	025-792-6381
南魚沼保健所	南魚沼市、湯沢町	025-772-8142	025-772-2190

担当保健所・課	管轄地域 (居住地)	電話番号	FAX番号
十日町保健所	十日町市、津南町	025-757-2401	025-757-2474
柏崎保健所	柏崎市、刈羽村	0257-22-4112	0257-22-4190
上越保健所	上越市、妙高市	025-524-6134	025-524-6998
糸魚川保健所	糸魚川市	025-553-1933	025-552-8800
佐渡保健所	佐渡市	0259-74-3403	0259-74-3333
新潟市保健所 保健管理課	新潟市	025-212-8194	025-246-5672
新潟県福祉保健部 健康対策課		025-280-5200	025-285-8757

\* 一般相談窓口と帰国者・接触者相談センターの電話番号・FAX番号は同一です。

\* 平日 (8時30分から17時15分) 土・日・祝 (9時から17時)

## 主管者・運営サイド（感染対策責任者）

### 事前

#### 感染対策責任者の設置

- 健康チェックリストの作成と提出依頼（当日どのような形で提出してもらうかも検討しておく）  
事前案内（ホームページ、チームへの伝達事項として感染対策責任者と健康チェックリスト提出依頼、役員への伝達事項）
- ◎運営マニュアルの作成（感染予防対策を含めた内容で作成）
  - ◎チーム打ち合わせ事項としての内容を事前に各チームへ周知
  - ◎運営に関わる役員、会場スタッフ、その他関係者全員に対して事前に周知

### 会場

- 感染予防対策の実施会場となる施設の感染予防対策をふまえた競技会・事業ごとの感染対策の実施
- ・参加選手、スタッフ、大会役員の掌握（健康チェックリストの提出・保管）
  - ・3つの密をつくらない諸室の設定と換気できる状況をつくる
  - ・手指消毒/手洗いができる物品、環境の整備
  - ・ふき取り消毒ができる用品の用意
  - ・感染対策の呼びかけ、意識喚起の工夫（掲示物・張り紙・アナウンス・役員によるよびかけ）
  - ・観戦者がいる場合は観戦者を適切な行動に導く
  - ・ゴミの廃棄（ビニール袋に入れて縛り、廃棄）

### 事後

- 万が一感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認
- ・一般社団法人新潟県サッカー協会 感染対策責任者へ連絡
  - ・健康チェックリスト（チーム参加者 選手名簿 スタッフ名簿）の保管
  - ・役員のチェックリストの保管 ※個人情報の取り扱いに十分注意

# 3-2. 事業・活動の実施時の感染防止策

チーム・選手・チームスタッフ



チーム感染対策責任者	
事前	感染対策責任者の設置と大会事務局への報告 健康チェックリストの作成と提出準備 ◎大会打ち合わせ事項の確認と、スタッフ・選手・保護者への周知
会場	感染予防対策の実施 ・参加選手・スタッフ名簿の提出（過去1週間の発熱の有無・今日の体温・健康状態の一覧） ・緊急時の連絡体制の確認 ・競技場内における、感染予防行動のチーム関係者（選手・スタッフ・保護者）への確認
事後	万が一感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認→大会感染対策責任者へ連絡

選手・チームスタッフ	
事前	日々の検温と日々の体調の記録（毎朝検温・体調の記録をすることを習慣にしてください。） 緊急連絡先の確認 体調不良や同居の家族、身近な人に、感染を疑われる人が出た場合は、すぐに感染対策責任者に連絡し参加を控える。
会場	○健康チェックリストの提出（チーム感染対策責任者） ○3つの密を避ける行動○咳エチケットの実行○手指消毒/手洗いを確実にを行う ○大会の留意事項を確実にを行う
事後	3日以内に具合が悪くなったら（発熱・倦怠感・味覚/臭覚異常など）すぐにチーム感染対策責任者に連絡する。



# 3-3. 事業・活動の実施時の感染防止策

審判員※・技術委員・視察等



## 審判員※委員会派遣審判員除く・技術委員・視察等

事前

日々の検温と日々の体調の記録  
体調不良や同居の家族、身近な人に、感染を疑われる人が出た場合は参加しない。

会場

- 健康チェックリストの記入（感染対策責任者の指示に従う）
- 3つの密を避ける行動○咳エチケットの実行○手指消毒/手洗いを確実にを行う
- 大会の留意事項を確実にを行う

事後

3日以内に具合が悪くなったら（発熱・倦怠感・味覚/臭覚異常など）すぐに感染対策責任者に連絡する。

**※委員会派遣審判員、審判インストラクターは、審判委員会ガイドラインを参照**

## 4. 活動の段階的な再開

各チームの活動再開にあたっては、

「**JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン（47FA/9地域FA向け）**」の中の

「**トレーニング再開に向けた留意点**」を参考に、けがや熱中症への対策を十分とりながら試合に向けての準備をしてください。

示されている期間はあくまでも目安です。**選手一人ひとりの基礎的なフィットネスの状況や暑熱順化の状況をふまえた練習計画の作成、実施**をお願いします。

JFAのホームページに、動画で考え方、トレーニングの実際が示されていますので、参考にしてください。

# 5-1. 競技会・試合運営の留意点

## I 開催の判断

- 再開基準をふまえ、感染状況にともなう活動レベルや自治体・教育委員会など要請を考慮して開催できるかどうかを判断して下さい。活動レベル3以上であれば、県内大会が開催できる状況であると考えます。
- 開催する判断を行った後でも、感染状況の変化により中断・中止、縮小、延期などを判断せざるを得ない場合があるので、対応について事前に検討しておいて下さい。

活動レベル	地域	状態
活動レベル1	緊急事態宣言対象地域	特定警戒
活動レベル2	緊急事態宣言解除地域	感染拡大注意
活動レベル3	緊急事態宣言解除地域	感染観察
活動レベル4	緊急事態宣言完全解除	感染観察

## II 競技会開催時の感染予防対策

- 競技会の主管者は事前、競技会中、事後の感染予防対策を策定し、運営マニュアルとして関係者に周知して下さい。
- 感染予防対策を含む運営マニュアル作成には、JFAガイドラインの「**新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き**」を参考にし、参加者の種別や地区・地域の実情に応じた対応が盛り込まれるようにして下さい。

## 5-2. 競技会・試合運営の留意点

主管者・運営サイド（感染対策責任者）	
事前	<p><b>感染対策責任者の設置</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>参加者・来場者への事前連絡事項（チームの感染対策責任者の配置とその報告および体調が悪い時の参加見合わせのお願い）</li> <li>健康チェックリストの作成と当日提出の依頼</li> <li>監督会議や代表者会議の方法の工夫</li> </ol>
会場	<p>感染防止策を以下の点で実施できるよう運営（物品、掲示物、アナウンス、役員による巡回や呼びかけ等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>諸室の管理（消毒、換気、3つの密を回避する具体的な内容）</li> <li>手洗い場、トイレの使用における感染リスクを減らすための具体的な使用者へのお願い</li> <li>ロッカールーム、審判控室などの使用上の留意事項の徹底や感染予防策の実施</li> <li>ベンチの設置方法</li> <li>試合前後のセレモニーにおける「新しい生活様式」をふまえた方法の確認</li> <li>メディア・観客等来場者への対応</li> <li>当日の会場における緊急時の連絡体制・対応体制の確認</li> <li>ゴミなどの片付け方法</li> </ol>
事後	<p>万が一感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認</p> <p>健康チェックリスト（チーム参加者 選手名簿 スタッフ名簿）/ 役員のチェックリストの保管 → 感染対策責任者</p>

上記をふまえ、JFA ガイドライン「新型コロナウイルス影響下における競技・試合運営の手引き」を参考に、各競技会で運営マニュアルを作成して開催して下さい。

## 6. 各種チェックリストについて

競技会・事業開催時に参加者に対し、健康状態の確認をお願いします。

その方法としてチェックリストを活用してください。

競技運営担当者は感染対策責任者とともに、JFAが提示する運営におけるチェックリストを参考に、開催までの事前連絡、会場での感染防止対策グッズの準備、関係者への周知事項などを確認できるチェックリストを作成するなどし、感染防止対策に活用してください。

☆チェックリスト	作成担当
(1)チーム・指導者向け	大会主管者、競技運営委員
(2)運営担当者向け	大会主管者、競技運営委員
(3)参加選手・スタッフ・役員（健康チェックシート）	大会主管者、競技運営委員
(4)講習会向け	技術委員会、種別委員会
(5)審判・審判研修向け	審判委員会
(6)フェスティバル・巡回	グラスルーツ委員会・技術委員会・事業主管者

# ※ 1 参考 政府の示す 3 区分

## 感染状況に基づく都道府県の3区分

名称	緊急事態宣言の対象地域	解除地域	
	特定警戒	感染拡大注意	感染観察
判断基準	累積数、経路不明の割合、増加の勢いなどに加え、直近1週間の感染者数も	新規感染者数などが「特定警戒」の半分程度	感染者数が「拡大注意」の水準に達しない
対応の基本	接触の8割減	新しい生活様式を徹底、必要に応じ自粛を要請	新しい生活様式を徹底
外出	法に基づき外出自粛を要請	不要不急の他県への移動は避ける	他区分の県への不要不急の移動は避ける
仕事	出勤者数を7割減	在宅勤務、時差出勤などを推進	必要に応じ、在宅勤務や時差出勤を進める
イベント	クラスター発生の恐れがあるものや、3密の集まりは法に基づき自粛を要請	クラスター、3密となるものは自粛要請、そのほかは予防指針を踏まえた対応	参加者は100人以下、かつ定員の50%以下が開催の目安

# ※ 2 参考 新潟県が示す判断指標と主な対応 ※参照 新潟県 <https://www.pref.niigata.lg.jp/>

2020年5月25日新潟県は、新型コロナウイルスの感染拡大に備え、状況に応じて「**平時**」、「**注意報**」、「**警報**」、「**さらなる警報**」の4つの区分での独自基準を明確にしました。

## 感染状況の判断指標

- ・新規感染者数
- ・感染経路不明者数
- ・入院病床の利用者数
- ・重症者数



	注意報	警報
県独自の緊急事態宣言	いずれも実施せず 県民に注意喚起	宣言する
県民への外出自粛要請		地域ごとに要請する
事業者への休業要請		要請しない
小中学校の休校		要請しない

## 「注意報」・「警報」の発表基準

		指標	注意報	警報
発表基準	感染拡大状況	新規感染者数	2週連続発生 週6人以上	2週連続発生 12人以上
		感染経路が不明な感染者数	新規感染者 週6人以上 + 経路不明者 30%以上	新規感染者 週12人以上 + 経路不明者 30%以上
発表基準	医療体制のひっ迫状況	入院病床利用者数	30人以上 (確保病床7.5%)	60人以上 (確保病床15%)
		重症者数	5人以上 (重症受入病床5%)	11人以上 (重症受入病床10%)

※新規感染者数については、直近1週間の人数が前の週より減った場合、警報を出さない

※「**さらなる警報**」の対応は未定

本ガイドラインは、今後の新潟県内の状況、JFAや日本スポーツ協会などの上位団体のガイドラインに変更があった場合や、政府や県・市町村の方針などにより、NiFAが必要と判断した場合に、随時更新・改訂を行うものとしします。